

京都市告示第497号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	京都会館
指定管理者	京都市左京区下鴨半木町1番地の26 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
指定期間	平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)